

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）において、刑法（明治40年法律第45号）の一部改正が行われ、「懲役、禁錮」が「拘禁刑」に改められることとなった（令和7年4月1日施行）。

これを踏まえ、職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として、当該職員が懲役、禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合を規定している地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「地公災則」という。）第26条の3第1号について、「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める必要がある。

2 改正内容

刑法の一部改正に伴い、地公災則第26条の3第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。そのほか、規定の明確化のため所要の改正を行う。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」といい、刑法等一部改正法と整理等法を併せて「刑法等一部改正法等」という。）第441条の規定により、刑法等一部改正法等施行前の行為について処罰される場合は、懲役又は禁錮の刑として処罰されることから、この場合についても休業補償又は予後補償を行わないようにするため、所要の経過措置を設ける。

加えて、拘留の刑について、刑法等一部改正法等施行後「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」ものとされ、改正の前後においてその実質的な内容が変更され、また、整理等法第441条の規定により、刑法等一部改正法等施行前の行為について処罰される場合は、旧拘留の刑として処罰されることから、この場合についても休業補償又は予後補償を行わないようにするため、所要の経過措置を設ける。

そのほか、規定の明確化のため、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。